

○厚生労働省告示第百八十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十九年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

各 出 発

各 出 発

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 (略)

第3条 (略)

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1～9 (略)	(略)	(略)
10 長寿科学政策研究事業	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着眼し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業	(略)
11 認知症政策研究事業	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための <u>認知症に係る実態把握</u> 、 <u>予防等の施策形成</u> に向けた研究事業	(略)
12～16 (略)	(略)	(略)
17 (略)	(略)	<u>一般公募型</u>
18～21 (略)	(略)	(略)

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1～9 (略)	(略)	(略)
10 長寿科学政策研究事業及び <u>その推進事業</u>	高齢者に特徴的な疾患、病態等に着眼し、介護予防事業をはじめとする効果的・効率的な介護保険サービス等の提供により、高齢者の生活の質の向上及び介護の質の向上に資する政策的な研究事業 <u>並びにその推進事業</u>	(略)
11 認知症政策研究事業及び <u>その推進事業</u>	認知症の人に対する医療分野と福祉分野との連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握、 <u>予防等の施策形成</u> に向けた研究事業 <u>及びその推進事業</u>	(略)
12～16 (略)	(略)	(略)
17 (略)	(略)	<u>一般公募型</u> <u>指定型</u> <u>若手育成型</u>
18～21 (略)	(略)	(略)

2～15 (略)

2～15 (略)

16 厚生労働大臣は、第3項から第8項までの規定により補助金を交付しないこととした場合は、別に定めるところにより、当該違反等の内

(新設)

容その他必要な事項を公表する。

17 (略)

16 (略)